

(1)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業
 よくあるご質問

No	質問	回答
1.地域内再エネ活用モデル		
1-1	省エネ設備(LED照明、空調機等)、廃棄物発電は補助対象外ですが、それを制御するための設備は補助対象になりますか。	補助対象になります。
1-2	再エネ電力の取引を通じた制御・調整が前提と考えられるため、「地域新電力」を実施体制に組み込むことは必須条件ですか。	必須条件ではありません。
1-3	翌年度補助事業開始申請の前に何か必要なことがありますか。	年度ごとに、実施した事業の実績、翌年度実施予定の事業計画を外部の有識者からなる審査委員会で報告していただきます。報告いただいた内容を、審査委員会で審議し翌年度継続の判断をします。
1-4	補助事業期間は最大で5カ年となっておりますが、それ以下の期間で(例えば3年間)完了する事業計画でも応募できますか。	5カ年未満の事業計画でも応募可能ですが、最終年度は、構築した事業の運用データの収集及び評価を行う期間としてください。
1-5 (9/24追加)	補助金の応募を申請できる者で、民間企業の場合「地方公共団体と共同で実施する場合に限る。」とありますが、「共同で実施する」とは、どのような説明が必要でしょうか。	地方公共団体を共同事業者として、共同申請する必要があります。よって、共同事業の場合は、代表事業者と共同事業者の間で、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等の書類を提出してください。応募申請時はそれらの(案)で結構です。
1-6 (9/24追加)	公募要領に、最終年度は構築した事業の運用データの収集及び評価を行う期間とありますが、最終年度に設備を導入しても良いですか。	最終年度はデータの収集及び評価の期間となりますので、設備導入は基本的に認められません。それまでに設備導入する事業計画を立ててください。
1-7 (9/24追加)	複数年事業を計画していますが、今年度は事業期間が短いので、設計等の準備だけでも良いでしょうか。	設計等の事業だけでも問題はありますが、ゼロ予算の事業は認められませんので、初年度においても計画した事業を完了してください。